日本靴下協会 適正表示ガイドライン

### 1、ガイドライン制定の趣旨

当業界加盟各社は長年に渡り製造設備や技術の発展に尽力し様々な機能や快適性を有した商品を製造してきました。今や靴下、ストッキング類は人々にとってなくてはならないものとして様々な場所で販売されています。しかし市場では訴求を強めるあまり、一部過剰な表現や誤認を与えかねないものも散見されます。不適切な表示は、消費者の商品選択の妨げとなるばかりか業界価値の低下を招く恐れもあり、当協会としては表示の適正化の意識向上の為、ガイドラインを策定するに至りました。

策定において品質管理委員会では、使用者、関係法令、供給者の乖離を埋める適切な表示とは何かを模索し、表現として曖昧なもの、業界特有の表示など検討が必要と判断されたものを取り上げています。多数の事例が報告されましたが現在の靴下業界を取り巻く環境などを考慮し表現を選定しました。したがって本ガイドラインは適宜見直しや追加を行いながら運用する必要があります。

ガイドラインでは、靴下類の範囲を超えた過剰な表現と判断された文例を、カテゴリー別に【不適正表示例】として取り上げ、あわせて理由を記載しています。さらに表現を改める事で使用可能となるものについては、文例・見解を併記し【適正表示例】としました。

※【適正表示例】は不適切な使用方法により法令違反となるケースもあります。普遍的に 保証するものではありません。

#### 2、ガイドラインの対象範囲

- (1) 対象商品
- ・当協会会員が製造・販売する靴下、ストッキング、タイツ及びそれらに準ずる商品。
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の対象品(医療機器、化粧品扱いの繊維製品等)は当ガイドラインの対象範囲から除く。
- (2) 対象広告・表示
- ・商品及びそのパッケージやラベル、店頭 POP 等への表示
- ・パンフレット、チラシ、カタログ、ダイレクトメール、ポスター、看板等、陳列物
- ・新聞、雑誌等の出版物、テレビやラジオの CM
- ・インターネット上の広告、メール、ホームページ、ネット販売サイト等
- ・セールストーク、口頭説明
- ・その他、上記に準じるすべての表示媒体

#### 3、関連法令の遵守

日本の法令を遵守した品質表示を行います。

(1) 家庭用品品質表示法(家表法と略す)

消費者が日常使用する家庭用品を対象に、商品の品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定め、商品購入時に適切な情報提供を受けることができるように制定された法律です。

(2) 不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法または景表法と略す)

商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限することなどにより、 消費者が自主的かつ合理的に選べる環境を守る法律です。

誇大な表現や、優良・有利誤認に当たる表示や表現が規制されています。また合理的な根拠のない効果・性能表示については不当表示と見なされます。

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法または薬機法と略す)

医薬品、医療機器等の品質と有効性および安全性を確保する他、保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止、指定薬物の規制、医薬品、医療機器及び再生医療等製品の研究開発の促進を目的に製造・表示・販売・流通・広告などについて細かく定めた法律です。

医療機器として承認されていない一般的な製品が、身体に対する効能効果をうたうことはできません。

医薬品等の広告については、医薬品等適正広告基準を遵守しなければなりません。

※ここでは代表的な法令を掲載しましたが、上記以外の法令にもご留意ください。

# 4、確実なデータの確保

具体的な効果、性能を表示した場合は、その内容が事実であることを説明する合理的な根拠(データ)が必要です。イメージ先行で合理的な根拠がないにもかかわらず美辞麗句を並べ立てることは避けねばなりません。

(1) 科学的根拠と表示内容の適合について

製品に付与された機能性と、商品に表示する表現との間に乖離がなく、誤解を招く表現とならないよう科学的根拠に基づいた確認が必要です。

表示された効果、性能は試験・調査によって得られた結果、又は専門家、専門家団体 若しくは専門機関の見解や学術文献により客観的に実証される必要があります。

(2) 安全性及び機能性に関する科学的根拠について

科学的根拠の内容が合理的根拠として認められるかどうかの判断が付かない場合に は、訴求しないことが無難です。どうしても表示したい場合は、関連行政機関等に事 前確認を行った上で適切な対応を行う必要があります。

# 5、不適正表示の防止(強調表示を含む)

### (1) 原則使用しない表現

普遍的な表現、完全肯定・否定表現、非現実的な表現などを断定的に使用する事はできません。

# 【表現例】

- ・普遍的な表現:永久、永遠、一生、エンドレス、不滅、無限
- ・完全表現:完璧、パーフェクト、絶対的
- ・非現実的表現:魔法、奇跡の、ミラクル、神業

# (2) 根拠が必要な表現

最上級及び優位性を意味する表現は、客観的事実に基づく必要があります。また断定 的に使用してはいけません。

【表現例】最高、最上、最高級、極上、No.1、驚異の、究極の、爆発的、抜群

# 6、用例一覧(使用機能により事例を分類)

①マッサージ・血流効果		
不適正表示例	理由	適正表示例
衣類の段階加圧によるミルキング効果	ミルキング効果は身体への効能・効	衣類の段階加圧により締め
	果表現となり不可。ミルキング効果	付けます
	の意味が一般的にはわかりにくい。	
衣類の段階加圧によるポンプアップ効	ポンプアップ効果は身体への効能・	衣類の段階加圧により締め
果	効果表現となり不可。ポンプアップ	付けます
	効果の意味が一般的にはわかりにく	
	ν <sub>2</sub> ,	
衣類の段階加圧による指圧効果	段階加圧による指圧効果は認められ	衣類の段階加圧により締め
	ていない。	付けます
血行を促進	身体への効能・効果表現となり不可。	適正表示例なし
○○先生と共同開発で整体効果	整体効果は身体への効能・効果表現	○○先生と共同開発
	となり不可。靴下類の範囲を超える	
	表現。	
足底変化組織で着用時のマッサージ効	マッサージ効果は身体への効能・効	足底変化組織で着用時の指
果	果表現となり不可。	圧効果
		(但し明確に凹凸形状があ
		る場合に限り可能性有)

②潤い表現		
不適正表示例	理由	適正表示例
かかと保湿シート	化粧品的な効能効果は不可。	かかとシート付き
保湿シートでかかとの潤い対策	化粧品的な効能効果は不可。	かかとシート付き
保湿成分を繊維に付与し、潤いを保ちま	肌の潤いを保つと誤認される化粧品	使用時のソフト感を高める
す	的な効能効果は不可。	成分配合
天然成分○○を配合し、潤いをとじこめ	「天然成分〇〇」は、人工的に手が	天然由来成分を配合し、生
ます	加えられていない薬剤を指し不可。	地を柔らかくしました
保湿成分配合	薬剤を配合しているという事実の記	生地を保湿させる成分を配
	載であっても肌への保湿表現を連想	合
	させる場合は、化粧品的な効能効果	
	となり不可。	
保湿加工	肌への保湿表現を連想させる場合	保湿加工により生地の肌触
	は、化粧品的な効能効果となり不可。	りが柔らか
肌が潤う保湿効果	身体への効能・効果表現と受け取ら	保湿加工により生地の肌触
	れる化粧品的な効能効果は不可。	りが柔らか

③症状改善		
不適正表示例	理由	適正表示例
段階加圧設計で翌朝足すっきり	むくみが取れるかのような表現であ	「段階加圧設計」なら可
	り不可。身体への効能・効果を連想	
	させる。	
着用中の骨盤のゆがみを改善	ゆがみ改善は身体への効能・効果を	着用中の骨盤の保護安定に
(タイツ関連)	表現しており不可。	
着用により骨盤のゆがみを予防	ゆがみ予防は身体への効能・効果を	着用中の骨盤を安定
(タイツ関連)	表現しており不可。	
着用で足のハリを和らげます	身体への効能・効果を表現しており	着用中の足を細く見せます
	不可。	
段階加圧構造で疲れをとる	疲れをとるは不可。	「段階加圧構造」なら可
段階加圧構造で疲労回復	疲労回復は不可。	「段階加圧構造」なら可
段階加圧構造で疲れにくい	疲れにくいは不可。	「段階加圧構造」なら可
爪先テーピングで外反母趾対策	外反母趾は病名であり不可。	爪先テーピング仕様で足指
		のあたりがソフト

不適正表示例	理由	適正表示例
おやすみ時着用で足つり対策	足つり対策は身体への効能・効果表	おやすみ時に着用してくだ
	現となり不可。靴下類の範囲を超え	さい
	る表現。	
ストレスフリー	身体への効能効果を連想させる表現	「着用中の締め付けを軽減
	は不可。"フリー"は0(ゼロ)なので	します」「生地で優しく包み
	原則不可。	着用時の締め付けを軽減し
		ます」
優しく包むノンストレス	身体への効能効果を連想させる表現	「着用中の締め付けを軽減
	は不可。ノンは0(ゼロ)なので原	します」「生地で優しく包み
	則不可。	着用時の締め付けを軽減し
		ます」

④冷え対策		
不適正表示例	理由	適正表示例
冷えとり	冷え症の改善を暗示させる場合は不	2 重構造で冷え対策
	可。	(理由が明確な表現)
保温機能で冷え症対策	冷え症の改善を暗示させる場合は不	素材の保温機能により冷え
	可。	にくい
足の冷えない靴下	「冷えない」は、虚偽・誇大な表現	保温性に優れた繊維により
	の恐れが高い。	足が冷えにくい靴下

⑤品質保証		
不適正表示例	理由	適正表示例
○○で安心設計	PL 法に照らし合わせると高リスク。	○○で△△のリスクが低減
	安心安全の訴求はしない方が無難。	(何のリスクか具体的に記
		載)
転倒防止	理由、根拠が明確である必要がある。	着用により歩行をサポート
	PL 法的観点で企業リスクが大きす	
	ぎる。	
破れない丈夫な靴下	破れないと断定され景表法上のリス	破れにくい丈夫な靴下
	クが想定される。エビデンスが必要	
	である。	

⑥その他		
不適正表示例	理由	適正表示例
デトックス作用があります	デトックス作用は身体への効能・効	着用による運動で発汗を促
	果を表現しており不可。	します
虫よけ表現(虫よけ加工・虫よけ対策)	衛生害虫を連想させる表現は不可。	衛生害虫を訴求しなくて
	衛生害虫を連想させるイラストも不	も、景表法に抵触しない表
	可。	現にすること
カプサイシンの効果で血流がよくなり	血流表現は身体への効能・効果表現	カプサイシン加工
ます	となり不可。	
抗菌防臭・消臭	足の防臭ととられると身体への効	繊維上の抗菌防臭や消臭効
	能・効果を表現しており不可。	果をうたう場合は可
デオドラント消臭	体臭、足の臭い、汗臭を防止又は除	繊維上の臭いを減少させる
	去することを暗示する場合は不可。	デオドラント加工

### 7、注意事項

- (1) 本ガイドラインは関係行政機関へ相談・確認を経ていますが、令和2年3月現在当協会品質管理委員会での見解であり、普遍的に保証するものではありません。
- (2) 本編には、代表的な表示例についてのみ掲載しています。ここに掲載したものが全てではありません。
- (3) 表示においては表現用例、フォントやデザイン等、各種の要素を総合的に考慮して判断する必要があります。ガイドラインで触れられていない、又は一見問題表現でないものであっても場合によっては消費者に与える印象は想定と乖離する事もあります。法令違反となるケースもありますので注意して下さい。
- (4) 薬機法抵触の懸念のある表現については、具体的な内容を各都道府県の薬機法担当課と相談して下さい。
- (5) 景表法抵触の懸念のある表現についても、具体的な内容を各都道府県の景表法担当課と相談して下さい。
- (6) 事業者はこのガイドラインだけでジャッジするのではなく、懸念事項をどこに相談すべきかなども考慮の上、最終的に自社の責任で判断・運用して下さい。

以上